

く報道発表資料>

農林部 畜産安全課 加藤

直通 048-830-4189 内線 4189

E-mail: a4170@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:危機管理

令和5年1月25日

高病原性鳥インフルエンザの疑い事例の発生について (県内3例目)

本日(1月25日)、行田市の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が確認されました。

1 疑い事例発生農場

(1)農場の所在地

行田市

(2) 飼養羽数 約3千羽(あひる(肉用))

2 経過

- (1)本日(1月25日)、当該農場から熊谷家畜保健衛生所に異常(死亡羽数の増加)の通報があり、家畜防疫員が立入検査を実施しました。
- (2) 当該農場の死亡家きん及び飼養家きんについてA型インフルエンザ簡易検査を 実施したところ、13羽中8羽で陽性でした。

3 県の対応

- (1) 今後、中央家畜保健衛生所で精密検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザの 疑似患畜が確定された場合、速やかに防疫措置を開始します。
- (2)明日(1月26日)8時00分から、知事を本部長とする「第4回埼玉県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策本部会議」を書面で開催する予定です。

4 その他

我が国の現状においては、家きんの肉や卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。

【報道機関へのお願い】

- ①現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- ②特にヘリコプター、ドローン等を使用しての取材は、作業員相互の連絡に支障を きたし、防疫作業の妨げとなりますので、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- ③県現地機関、市等への取材は防疫措置の遅れにつながるため、慎んでいただきま すようお願いします。
- ④今後とも、本病に関する速やかな情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。